

連 合 会 だ よ り

No. 5
2003冬季号

平成16年1月1日発行
発行：東京都たばこ商業協同組合連合会
〒150-0042
東京都渋谷区宇田川町2-1-1412
☎03-3464-6346

「連合会だより」復刊

昨年度諸般の事情で休刊しておりました「連合会だより」を復刊することとなりました。

今回は「2003冬季号」、昨年10月の「都内一斉美化デー」を特集しています。

今後、東京都ならではのテーマと内容で紙面を充実し、

季刊(年4回)で組合員のみなさまへお届けいたします。

ご愛読のほどよろしくお願い致します。

自動販売機適正設置に向けた実態調査始まる

～平成元年6月以前許可店対象、東京23区最優先調査地区に～

自動販売機の適正設置活動とは

自動販売機の適正設置活動は、未成年者喫煙防止の観点から、不適切な設置状況にあるたばこ自販機を是正しようとする取組みです。これまで、平成11年、12年度の特定許可店、出張販売場所の取組みに続いて、平成13年、14年度には平成元年7月以降の一般許可店(許可条件に自販機の店舗併設が付記されている販売店)の屋外自販機を対象とした適正化の取組みが進められてきました。いずれも日本たばこ協会(TIOJ)が主体となり、たばこ組合の協力の下に行われてきた取り組みです。

今回の実施主体は財務省、当面、平成16年3月を目途に実態調査

これまでの取組みに引き続いて、今回は財務省、各財務局が実施主体となって、平成元年6月以前の許可店(許可の条件に記載のない販売店)を対象とした適正設置の取組みが進めることとなり、去る10月21日に東京23区自販機適正設置協議会(東京都連合会も出席)が開催され、関東財務局より取組みの説明がありました。

会議では、平成16年3月末を目途に、「未喫防止の観点から明らかに問題あり」と判断される改善対象店を選定するための実態調査の依頼があり、11月以降速やかに調査を開始するよう要請されました。調査は主に観察によるもので、各店には特段の協力要請等はないようですが、すでに各メーカーによる実態調査が始まっています。

東京都23区全域が最優先調査地区に

平成元年6月以前の許可店は対象が膨大なため、財務省は全国の49都市を最優先調査地区に決定していますが、東京都23区全域がその中に含まれています。

「問題あり」の判断基準は「建物なし」「店舗なし」「従業員なし」の3つ

今回の調査は、「未喫防止の観点から明らかに問題あり」と判断される屋外自販機を調査するもので、先行して行われた「平成元年7月以降の許可店」に対する活動と同様に、「建物がない状態」「店舗がない状態」「従業員がいない状態」のいずれかに該当する状態を判断基準にしています。

「問題あり」と判断されたお店には財務局から「改善要請書」が

調査の結果は3月末までに財務局に集約され、財務局が「問題あり」と判断した販売店には「改善要請書」が届けられることになります。財務局の説明では、3ヶ月程度の期間をおいた後、当該店の改善意思を確認し、改善を行わない場合には財務局から具体的な改善指導を行い、それでもなお、改善がおこなわれない場合は財務局が新たに許可条件を付し、改善されなければ適切な期間をおいて必要な措置（許可取り消し等）をとるとしています。

この機会に自販機配置の点検を

未成年者の喫煙を防止するために自販機売場を適正に配置、管理することは「時の声」とも言えます。本年5月に合意された「たばこ規制枠組み条約」では、「たばこの自販機は原則廃止だが、未成年者の喫煙防止が担保されるならば」との条件付で各国の事情に応じて認められることになっています。不適正な状態を放置すると行政当局から指導を受けるばかりか、たばこ自販機の存在自体を揺るがすものとなりかねません。この機会に、もう一度お店の自販機配置を点検されることをお勧めします。

なお、詳しいことは各組合の役員さん、組合事務所にお問い合わせください。

未成年者の喫煙防止の観点から明らかに問題があると認められる自動販売機の判断基準（財務局説明）

○「建物なし」=自動販売機のみ売場が該当する。

※「建物」とは

掘っ立て小屋、バラック、テント等であっても管理・監督者が常駐し、対面販売による小売を行っていれば建物（店舗）とみなす。

※「自動販売機のみ売場」とは

同一敷地内に建物がなく、自動販売機単体で営業しているもの。

○「店舗なし」=建物があっても「取扱要領」の店舗定義に該当する施設のない場合は、店舗のない売場とする。

※店舗とみなすもの

- ・一般の小売店（パン屋、酒店、花屋等）及び飲食店（喫茶店、スナック等）
- ・理髪店、クリーニング店等はサービスの提供を行う店舗。

※店舗とみなさないもの

- ・住宅、事務所、倉庫等
- ・旅行、損害保険等の代理店（*）、その形態が事務所に等しいもの
- *旅行会社、損害保険代理店、不動産代理店は原則として店舗とはみなされませんが、実際にチケットの販売、保険商品の販売、家屋の斡旋等、物販及びサービスの提供をしている（施設及び運営の形態が一般の小売店と差異がないと考えられる）場合であれば店舗とみなす。

○「従業員なし」=建物、店舗形態の施設であっても、従業員が常駐しない場合は店舗とみなさない。

※店舗とみなすもの

- ・飲食店等で営業時間が昼食時、夕食時と限られた時間で営業している場合においては、朝の开店時間から夜の閉店時間までで声をかけると人が出てくるものに限る。

※店舗とみなさないもの

- ・コインランドリー、自動販売機コーナー等
- ・店舗があっても店舗として全く機能していないもの（今まで店舗が開いているのを見たことがない。常時シャッターが閉まっている）